

## 東京都使用済太陽光発電設備リサイクル検討会設置要綱

30環資計第160号

平成30年7月6日

## (目的)

第1条 今後、大量廃棄が見込まれる使用済太陽光発電設備の3R及び適正処理が促進されるよう、使用済太陽光発電設備に含まれる有用金属及びガラスの効果的なリサイクル手法などを検討するため、学識経験者及び関係者で構成する「東京都使用済太陽光発電設備リサイクル検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、使用済太陽光発電設備のリサイクルに係る次に掲げる事項を所掌とする。

- 一 使用済太陽光発電設備に含まれる有用金属やガラスの効果的なリサイクル手法に関する事。
- 二 使用済太陽光発電設備に含まれる有害物質の適切な管理に向けた分析方法等に関する事。
- 三 使用済太陽光発電設備の撤去現場から処理施設まで、他の廃棄物と混合することなく、効率的にリサイクルルートに流せる仕組みに関する事。
- 四 使用済太陽光発電設備又はその部品のリデュース及びリユースを促進するための施策に関する事。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

## (構成)

第3条 検討会は、環境局長が委嘱する委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者とし、その人数は、当該各号に掲げる人数以上とする。

- 一 学識経験者及び有識者 4名
- 二 研究機関に所属する者 1名
- 三 業界団体に所属する者 1名

3 検討会の委員の総数は、8人以内とする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会を主宰し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (招集及び運営)

第6条 検討会は、環境局長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(開催方法)

第7条 検討会は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。

(議事録及び検討会の資料)

第8条 検討会の開催ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、検討会資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局資源循環推進部計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成30年7月30日付30環資計第244号）

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。